

議案第 89 号

行政財産の使用料に関する条例等の一部改正について

行政財産の使用料に関する条例等の一部を次のように改正する。

平成 25 年 11 月 28 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例

(行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第 1 条 行政財産の使用料に関する条例（昭和 57 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 当分の間、延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

(北本市介護保険条例の一部改正)

第2条 北本市介護保険条例（平成12年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第2章」の次に「（第8条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

附則第6条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ」に、「当該特定基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

（北本市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第3条 北本市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「（各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。）」を削る。

附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

4 当分の間、延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、第5条第1項の規定にかかわらず、各年の特例

基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（北本市公共下水道区域外流入分担金徴収条例の一部改正）

第4条 北本市公共下水道区域外流入分担金徴収条例（平成22年条例第11号）の一部を次のように改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 当分の間、延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、第7条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
（行政財産の使用料に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の行政財産の使用料に関する条例附則第2項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日（以下「施行日」と

いう。) 以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(北本市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の北本市介護保険条例(次項において「新条例」という。)第11条第1項の規定は、施行日以後にする同項に規定する行為について適用し、施行日前にした第2条の規定による改正前の北本市介護保険条例第11条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

4 新条例附則第6条の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(北本市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第3条の規定による改正後の北本市後期高齢者医療に関する条例第5条第1項及び附則第4項の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(北本市公共下水道区域外流入分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第4条の規定による改正後の北本市公共下水道区域外流入分担金徴収条例附則第2項の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第 89 号参考資料

行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例第 1 条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>附 則 略</p>	<p>附 則 <u>1 略</u> <u>2 当分の間、延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。</u></p>

北本市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表（行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例第2条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（北本市行政手続条例の適用除外）</p> <p>第11条 北本市行政手続条例（平成10年条例第34号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、北本市行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則 （延滞金の割合等の特例）</p> <p>第6条 当分の間、延滞金の年7.3パーセントの割合は、第7条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（<u>各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。</u>）が年7.3パーセントの割合に</p>	<p>（北本市行政手続条例の適用除外）</p> <p>第11条 北本市行政手続条例（平成10年条例第34号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、北本市行政手続条例第2章（<u>第8条を除く。</u>）及び第3章（<u>第14条を除く。</u>）の規定は、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則 （延滞金の割合等の特例）</p> <p>第6条 当分の間、延滞金の<u>年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、第7条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たな</p>

満たない場合には、その年中においては、当該特定基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

い場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

北本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例第3条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（延滞金）</p> <p>第5条 被保険者及び連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント <u>（各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。）</u>）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>（延滞金）</p> <p>第5条 被保険者及び連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>

附 則

1～3 略

附 則

1～3 略

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、第5条第1項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

北本市公共下水道区域外流入分担金徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表（行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例第4条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>附 則 略</p>	<p>附 則 <u>1 略</u> <u>2 当分の間、延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、第7条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>